

令和6年2月20日発行

I 令和6年度介護報酬改定に係る事業者説明会について

「介護インフォメーション23 vol. 10」（令和6年1月19日発行）でもお知らせしましたが、報酬改定に当たっては、これまでで参集による説明会を開催していましたが、各種感染症の感染拡大防止等を徹底するため、令和3年度介護報酬改定に係る事業者説明会に引き続き、WEBによる動画配信での説明とホームページ上への資料掲載により実施いたします。

なお、動画や資料の提供等の詳細については、改めてご連絡いたします。

報酬改定に係る各種情報は、下記長野県ホームページにおいて、随時更新しておりますので、ご確認ください。

掲載先URL（長野県ホームページ）

「トップページ」→「県政情報・統計」→「組織・行財政」→「組織・職員」→「長野県の組織一覧（本庁）」→「介護支援課」→（2）サービス業務のうち「令和6年度介護報酬改定等について」<https://www.pref.nagano.lg.jp/kaigo-shien/service/06kaiseiosirase.html>

【問合せ先】長野県 健康福祉部 介護支援課 サービス係 電話：026-235-7121（直通）

II 令和5年度末で経過措置期間を終了する令和3年度介護報酬改定における改定事項について

令和3年度介護報酬改定において示された「業務継続に向けた取組の強化」等については、令和5年度末（令和6年3月31日）までに経過措置が終了する予定となっております。但し、「事業所医師が診療しない場合の減算（未実施減算）の強化」（訪問リハビリテーション）については、別の医療機関の医師の適切な研修の修了等についての猶予期間が令和9年度末まで延長される予定です。

一方、「業務継続に向けた取組の強化」及び「高齢者虐待防止の推進」については、これら措置が講じられていない場合、減算規定が設けられることとなる予定です。減算に係る詳細な内容については、次のURLを参照してください。https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_37407.html

※上記URL内の「【参考資料1】令和6年度介護報酬改定における改定事項について」の1(5)④及び1(6)①

なお、令和3年度介護報酬改定に伴う、各種改定事項の具体的な内容等については、下記URLを参照してください。

WAMNET「トップ」→「行政情報」→「高齢・介護」→「高齢・介護全般」→「介護保険最新情報」<https://www.wam.go.jp/gyoseiShiryuu/detail-list?bun=020060090>

※上記URL内の「介護保険最新情報 vol. 1174（令和5年度末で経過措置を終了する令和3年度介護報酬改定における改定事項について（依頼）」

【問合せ先】長野県 健康福祉部 介護支援課 サービス係 電話：026-235-7121（直通）

III 令和6年度介護報酬改定(案)に伴う加算等の届出の取扱いについて

令和6年度の介護報酬改定に伴い、4月1日又は6月1日から創設される加算（以下、「新たな加算」という。）を算定される場合、又は、区分等が見直された現在算定中の加算を変更される場合の取扱いは、従来からの報酬改定の取扱い等を踏まえ、以下のとおりとされる予定です。ご留意ください。

詳細な提出時期等については、後日お知らせします。

- 届出の対象事業者 令和6年4月1日又は6月1日から、新たな加算を算定する事業者又は現在算定中の加算を変更する事業者
- 届出書類 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書
介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（令和6年4月版又は6月版）（後日国から示され次第、お示しします。）
- 添付書類 現時点では未定。3月中旬以降、県、長野市及び松本市ホームページに掲載予定です。
- 届出書の提出期限 指定居宅サービス（以下のサービス以外）：令和6年3月中旬（予定）
指定居宅サービス（訪問看護、訪問・通所リハビリテーション、居宅療養管理指導）：令和6年5月中旬（予定）
指定施設サービス、指定居宅サービス（短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護）：令和6年4月1日（予定）
- 届出書の提出先 長野市及び松本市以外の事業所：事業所の所在地を管轄する県保健福祉事務所福祉課
長野市内の事業所：長野市保健福祉部高齢者活躍支援課
松本市内の事業所：松本市健康福祉部高齢福祉課

その他の留意事項

○加算の届出がある場合の注意点について

例年、加算等の届出の記載誤り等により、翌月請求のエラーとなる事例が多く見受けられるため、届出の際は、内容をよくご確認ください。

○加算の届出がない場合の取扱いについて

加算の届出がない場合、新たな加算については、「なし」/「対応不可」とし、現在算定中の加算については、変更がないものとして取り扱います。

○加算に関する問い合わせ等について

県、長野市及び松本市ホームページ等の情報を十分ご確認いただいた上で、お問い合わせください。

3月から4月にかけて、皆様からのお問い合わせが集中し、電話がつながりにくい場合がありますので、ご質問については、別添様式1の質問票（下記ホームページに掲載）に記載の上、FAX又はメールにて提出いただくようお願いいたします。

掲載先URL（長野県ホームページ）

「トップページ」→「県政情報・統計」→「組織・行財政」→「組織・職員」→「長野県の組織一覧（本庁）」→「介護支援課」→（2）サービス業務のうち「令和6年度介護報酬改定等について」<https://www.pref.nagano.lg.jp/kaigo-shien/service/06kaiseiosirase.html>

【問合せ先】長野県 健康福祉部 介護支援課 サービス係 電話：026-235-7121（直通）

長野市 保健福祉部 高齢者活躍支援課 介護施設担当 電話：026-224-5094（直通）

松本市 健康福祉部 高齢福祉課 介護給付担当 電話：0263-34-3213（直通）

IV 令和6年度介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算処遇改善計画書の提出期限について

「介護インフォメーション23 vol. 10」（令和6年1月19日発行）でもお知らせしましたが、介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算処遇改善計画書については、例年2月末を提出期限としておりますが、現在、厚生労働省で当該計画書の様式の見直しを検討されており、見直し後の様式については2月末目処で発出し、提出期限は4月15日と予定とされています。

正式な提出期限等については、厚生労働省からの通知や告示の公布後、改めて県ホームページ等でご連絡させていただきますので、ご承知おきください。

なお、6月以降は、処遇改善加算等を新加算に一本化する予定となっておりますので、それに関する届出等についても国から示されましたら別途ご連絡させていただきます。

【問合せ先】長野県 健康福祉部 介護支援課 サービス係 電話：026-235-7121（直通）

V 「介護職員処遇改善加算等の取得支援」WEBセミナー開催について

（公財）介護労働安定センターでは、介護職員処遇改善加算等の取得支援として、WEBセミナーを開催します。令和6年度からの新制度に向けて、準備しなければならないことなど解説します。お申し込みは、ホームページより申込書をダウンロードしFAXにて、又はホームページからインターネットにて、お願いします。

（1）テーマ：「介護職員処遇改善加算等の取得支援 ～現行の制度の解説から、新制度に向けての準備～」

（2）日時：令和6年3月19日（火）14：00～15：30

（3）会場：WEBのみ

(4) 受講料：無料

(5) 申込締切：令和6年3月8日（金）12：00 厳守

【問合せ先】（公財）介護労働安定センター長野支部 電話：026-232-0898 FAX：026-232-0906

ホームページ URL → <http://www.kaigo-center.or.jp/shibu/nagano/index.html>



VI 令和6年2月からの介護職員処遇改善支援補助金の実施について

厚生労働省から令和6年2月から5月まで実施される旨の事務連絡がありました。事業の概要は、介護保険最新情報の26ページ以降をご覧ください。

なお、本補助金に係る申請手続き等については、今後、長野県から示す様式や提出時期等により行っていただきますが、「令和6年2月からの介護職員処遇改善支援補助金処遇改善計画書」別紙様式2-1の1～5の補助金の補助要件に係る部分は変更する予定はありませんので、国様式で示されている項目等についてあらかじめ内容をご確認いただくようお願いいたします。

また、本補助金の補助要件等に係るご質問等については、厚生労働省で設置している「介護職員処遇改善支援補助金等 厚生労働省コールセンター」（電話：050-3733-0222）までお問い合わせください。

○介護保険最新情報掲載先

WAMNET「トップ」→「行政情報」→「高齢・介護」→「高齢・介護全般」→「介護保険最新情報」<https://www.wam.go.jp/gyoseiShiryuu/detail-list?bun=020060090>

※上記 URL 内の「（「介護保険最新情報 vol.1202」（令和6年2月からの介護職員処遇改善支援補助金の実施について）」

【問合せ先】長野県 健康福祉部 介護支援課 サービス係 電話：026-235-7121（直通）

VII 令和6年7月貸与分から適用される福祉用具の全国平均貸与価格及び貸与価格の上限の公表について（新商品に係る部分）

福祉用具の全国平均貸与価格及び貸与価格の上限の公表については、「福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与の基準について」（平成30年3月22日老高発0332第1号厚生労働省老健局高齢者支援課長通知）で示したとおり、新商品について3ヶ月に1度の頻度で全国平均貸与価格の公表や上限価格を設けることとしております。

この度、令和6年7月貸与分から適用される新商品に係る福祉用具の全国平均貸与価格及び上限価格について、厚生労働省のホームページに掲載されましたので、以下をご参照いただき、福祉用具貸与の実施及び請求にあたり遺漏なくご対応いただきますようお願いいたします。

掲載先 URL（厚生労働省ホームページ）

「ホーム」→「政策について」→「分野別の政策一覧」→「福祉・介護」→「介護・高齢者福祉」→「福祉用具・住宅改修」

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000212398.html>

※本内容は、公益財団法人テクノエイド協会のホームページでも掲載しています。

「ホーム」→「福祉用具貸与価格適正化推進事業（厚生労働省）」→「福祉用具の全国平均貸与価格及び貸与価格の上限の公表」

<http://www.techno-aids.or.jp/tekisei/index.shtml>

【問合せ先】長野県 健康福祉部 介護支援課 サービス係 電話：026-235-7121（直通）

VIII 介護支援専門員証更新申請書の申請期間について

有効期間満了日		更新手続申請期間	
2024年5月1日	～ 2024年5月31日	2024年3月11日	～ 2024年4月10日
2024年6月1日	～ 2024年6月30日	2024年4月11日	～ 2024年5月10日

※令和6年(2024年)2月及び令和6年(2024年)3月に有効期間が満了する方については、既に申請期間が過ぎておりますが、有効期間が満了していない方のうち、まだ申請書を提出していない方は、**至急、介護支援課まで簡易書留で送付**してください。

なお、有効期間満了日までに申請書が到達しない場合は、**受理することができません。（必着）**

※有効期間満了日後の更新手続きの相談が多く寄せられています。有効期間満了日までに申請書が到達しない場合は、更新研修等を修了している場合であっても、有効期間満了日の翌日から介護支援専門員の業務に就くことはできず、「再研修」を受講後、交付申請書を提出していただくこととなりますので、**ご注意ください。**

IX 「小学校及び中学校教諭免許状取得希望者に対する介護等の体験」協力施設を募集します

小中学校の教員免許取得を希望する学生は、社会福祉施設（以下、施設）で5日間、及び特別支援学校で2日間の介護等体験を行うことが義務づけられています。長野県社会福祉協議会は、教員免許取得を目指す学生が円滑に介護等の体験ができるよう、施設との調整を行っています。

つきましては、令和6年度から新規に学生を受け入れていただける施設を募集しますので、ご協力をお願いします。

コロナ禍を経て、協力事業所が約半数となっています。長野県の教員確保にもつながりますので、何卒ご検討をお願いします。

なお、令和5年度にご協力いただいた施設には、後日依頼のご案内をお送りします。

「介護等の体験」事業概要

事業目的 施設の利用者との交流を通し、広く人との関わりやその姿勢、支援のあり方を体験的に学び、教員としての資質向上に役立てる。

体験者 小学校及び中学校教諭免許状取得希望者(大学生)

対象事業所 老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター、有料老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院 等

体験期間 7月～2月までの間に、連続した5日間で実施

事業詳細 実施要領をご覧ください。 <https://bit.ly/3YsSNdo>

その他 ご協力いただける場合は、本会までご連絡をお願いします。1月にご案内した「福祉の職場体験」とは別の事業となります。

【問合せ先】社会福祉法人長野県社会福祉協議会 福祉人材センター 電話：026-226-7330 電子メール：kaigo-taiken@nsyakyu.or.jp



X 令和6年度介護職員研修受講支援事業に係る事業予定の照会について

標記事業の実施予定について以下のとおり照会します。研修受講費用の補助を希望する場合には、県ホームページをご確認の上、必要書類を提出してください。なお、本照会は令和6年度長野県予算案の議決を前提としたものです。

1 事業内容 介護サービス事業者が職員の研修受講費用を全額負担する場合、その一部を助成する。

2 補助対象者 介護サービス事業者

3 対象期間 令和6年4月1日以降に着手し、令和7年2月28日までに完了するもの

4 提出期限 令和6年3月8日（金）

掲載先 URL（長野県ホームページ）

「トップページ」→「健康・医療・福祉」→「福祉一般」→「福祉・介護人材」→「福祉・介護人材確保について」

→「介護職員研修受講支援事業」 <https://www.pref.nagano.lg.jp/kaigo-shien/jinzai/170800syoninsya.html>

【問合せ先】長野県健康福祉部介護支援課介護人材係 電話：026-235-7129（直通）

県では、皆様にご提供したい情報を、通知や介護インフォメーションにより提供していますが、最新の情報をいち早く得るためには、長野県ホームページを随時御覧いただくことをお勧めします。

このインフォメーションへのお問合せ等は、長野県 健康福祉部 介護支援課 サービス係までお願いします。

TEL 026-235-7121 FAX 026-235-7394 E-mail kaigo-shien@pref.nagano.lg.jp